

◎新潟県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、柏崎市上下水道局の職員が結成し、又は加入する全水道柏崎水道労働組合について、柏崎市上下水道局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成30年6月5日次のとおり認定した。

なお、平成27年新潟県労働委員会告示第4号は廃止する。

平成30年6月15日

新潟県労働委員会

会長 兒玉 武雄

勤務箇所	役職名
上下水道局	局長 参事 課長 主幹 課長代理 場長 経営企画課総務係長